

「グループホームむへん」入居等に係る基準

1. 目的

この指針は、「グループホームむへん」への入居に関する基準を明確化することにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保し、真に入居が必要な利用者の円滑な入居に資することとする。

2. 入居の対象者

入居の対象となる申込者は、介護保険法に基づき要介護と認定された者（以下「要介護者」という）で、認知症の診断を受けている者のうち、介護の必要性や居宅における介護の困難性等を勘案した「入居申込者評価基準」により算出した点数に基づく順位付け（1次判定）の結果が上位の者で、グループホームむへんが設置する入居に係る決定（2次判定）を行う「入居検討委員会」が認めた者とする。

3. 入居の申込み

入居の申込みは、本人・家族等が直接グループホームむへんに行うものとし、別紙の入居申込書一式を添付するものとする。

4. 入居検討委員会

- (1) グループホームむへんは、入居を決定するための入居検討委員会を設置しなければならない。
- (2) 入居検討委員会は、施設長、管理者、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の当施設の職員とする。
- (3) 入居検討委員会は、施設長が招集し開催する。
- (4) 入居検討委員会は、入居選考者名簿（以下「選考者名簿」という）の上位複数の方について2次判定を行い入居決定を行う。
なお、グループホームむへんは予め入居選考者名簿を、「評価基準」により算出した点数が上位の方から順に作成しておくものとする。
- (5) 2次判定においては、入居申込者の個別の特殊事情、当該施設の男女別の部屋の構成や入居者の状況等を総合的に勘案するものとする。

5. 緊急入居の場合の取扱い

- (1) 対象者
災害、介護者の緊急入院、虐待、その他の事情により、短期入居生活介護の利用可能な期間を超えて施設へ緊急入居することが必要であると施設長が認めた申込者とする。
- (2) 緊急入居の申込みは、本人・家族等が直接グループホームむへんに行うものとする。

(3) 入居の決定等

- ① 施設長・管理者は、緊急度を調査の上、入居決定を行うものとする。
- ② 施設長・管理者は、調査結果及び決定内容を記録・保管するとともに、その内容を入居検討委員会へ報告するものとする。
- ③ 施設長・管理者は、緊急入居の原因となった事由がなくなつたと認められる場合は当該入居者を退居させるものとする。

この場合において、当該入居者が通常の入居申込みを行うことを妨げない。

6. 適用時期

この指針は令和3年4月1日から適用する。

1. 本人の状況の評価（最高30点）

(1) 要介護度（最高30点）

要介護度	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
	30点	25点	20点	15点	10点

(2) 認知症の日常生活自立度（最高20点）

痴呆における日常生活自立度	M	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I	自立
	20点	16点	12点	10点	6点	0点

2. 主たる介護者・家族等の状況の評価（最高50点）

評価項目	5点	3点	1点	0点
①主たる介護者の年齢	70歳以上	60歳以上	60歳未満	—
②介護者の介護負担	非常に重い	重い	やや重い	普通
③介護者の障害や疾病	介護困難	多少介護	介護可能	なし
④介護者の就労	8時間以上 高齢で就労不能	4～8時間	4時間未満	なし
⑤当該要介護者以外に対する育児 や看護・介護の必要性	常時の 育児・看病・介護	半日 育児・看病・介護	臨時 育児・看病・介護	なし
⑥介護者の介護の関わり方	介護拒否	非常に消極的	やや消極的	普通
⑦他の同居介護補助者	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑧別居血縁者介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑨近隣者等の介護協力	ほとんどなし	随時あり	常時あり	—
⑩在宅生活に必要な住環境の状態	非常に支障がある	支障がある	やや支障がある	特に問題なし

※ ひとり暮らし高齢者並びに養護老人ホーム等施設入居者で、在宅復帰を想定した場合にひとり暮らしと同等と判断できる場合は、上記にかかわらず①から⑦までで35点とする。

ただし、在宅復帰を想定した場合に介護者がいる場合は上表に基づき評価する。

※ ②～⑥の評価項目についての判断基準は、各施設や地域の状況を勘案し作成するものとする。

※ 同一敷地内に介護者がいる場合には、ひとり暮らしとみなさずに、上表に基づき評価する。

3. 特記事項

--

<評価基準における状況評価上の留意事項>

1. 「痴呆の場合の日常生活自立度」

「痴呆性老人の日常生活自立度判定基準」の活用について（厚生省老人保健福祉局長通知：平成5年10月26日 老健第135号）により判断する。

2. 「③介護者の障害や疾病」

「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事などADL全般の援助が困難な場合、「多少介護」は、介護者が障害や疾病のため2つ程度のADL援助ならばできる場合、「介護可能」は障害や疾病はあるが介護可能な状態である場合を目安とする。

3. 「⑦他の同居介護補助者」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上ある場合を目安とする。
なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

4. 「⑧別居血縁者介護協力」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。
なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。

5. 「⑨近隣者等の介護協力」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上の場合を目安とする。
なお、1日あたりの目安は2時間程度以上又は頻回以上とする。